

市長への手紙

～皆さんからお寄せいただいた声～

Q 甲南町には、なぜ公立の幼稚園がないのですか？少子化と言われますが、甲賀市（特に水口・甲南）では新興住宅地が多く、小さな子どもさんを伴う若い世代の家族が増えていると思います。（27歳・女性）

A 甲南地域への公立幼稚園の設置希望についてですが、近年、貴生川地区の新興住宅の増加のため、貴生川幼・保の入園、入所児の希望が多くなり定員を増やしているところです。しかしながら、他地域については少子化により、どの園も減少傾向にあります。このようなことから、甲賀市におきましては、幼稚園、保育園の新設をするのではなく、現在の幼稚園、保育園の中で、保護者のニーズに応えるべき方策を検討しています。

問い合わせ 秘書広報課 広報公聴係
☎65-0675 FAX63-4619



活力ある 生涯スポーツ社会へ

甲賀市スポーツ振興基本計画(素案) 答申

宮木教育長に答申書を手渡すスポーツ振興審議会の橋田昌和（はしだまさかず）会長

甲賀市スポーツ振興審議会から甲賀市スポーツ振興基本計画（素案）についての答申が8月7日(火)、行われました。

この基本計画（素案）は、平成18年10月に市民を対象に実施した「甲賀市におけるスポーツに関する意識調査」の結果を踏まえて策定されています。この計画により、市民の皆さん一人ひとりが、生涯にわたり継続的にスポーツができる環境を整備し、皆さんの自発的なスポーツ活動を支援していこうとするものです。

今後は、この答申をもとに一層のスポーツ振興を図りながら、本市の明るく豊かで活力のある生涯スポーツ社会の実現のための施策を進めていきます。

問い合わせ 生涯スポーツ課 スポーツ振興係
☎86-8023 FAX86-8380



落書きはみんなの心を傷つけます

最近、市内において壁、看板、トイレ、路線バス等への差別落書きが多発しています。落書きは、施設の損傷だけでなく、明るく住みよい人権尊重のまちづくりをめざすみんなの願いを踏みにじる行為です。

落書きは犯罪

落書きは、行ってはいけない行為です。
場合によっては軽犯罪法や刑法の器物破損（第261条）で罰せられます。
また、落書きの内容が特定の個人を侮辱したり、名誉を毀損したりするようなものであれば刑法の侮辱罪（第231条）や名誉毀損罪（第230条）で訴えられることもあります。

一人ひとりの行動が、みんなの幸せを守っていくことにつながっているのです。
心無い落書き行為によって人を傷つけることも、傷つけられることもない、「あふれる愛」と希望に満ちた人権尊重の都市づくりのため、皆さんの実践活動をお願いします。

みんなが使う施設は清掃、美化、パトロールを行い、落書きしにくい環境づくりをしましょう。
落書きを、不満やストレスのはけ口とする場合があります。そういった人間の弱さや寂しさに気づき、互いに支えあう家庭、地域、職場づくりに努めましょう。

落書きを防ぐために…

差別落書きなど人権侵害にかかわるものに限らず、あらゆる落書きについて「たかが落書き」と思わず、下記まで連絡をお願いします。

落書きを発見したら…

問い合わせ 人権政策課 ☎65-0693 FAX63-4582 人権教育課 ☎86-8024 FAX86-8380